

○島根県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令

(平成8年3月4日島根県警察訓令第4号)

島根県警察音楽隊規程(昭和31年島根県警察訓令第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 音楽隊は、島根県警察本部(以下「本部」という。)に置く。

2 音楽隊に、カラーガード班を置く。

(任務)

第3条 音楽隊は、演奏活動を通じて警察広報を効果的に推進し、県民と警察の融和を図るとともに、警察職員の士気の高揚と情操の育成に努めることを任務とする。

(編成)

第4条 音楽隊は、隊長、副隊長並びに楽長、副楽長、ドラムメジャー及び隊員(カラーガード班員を含む。)をもって編成する。

(指定)

第5条 音楽隊に置く職の指定は、島根県警察の組織の細目等に関する訓令(平成7年島根県警察訓令第4号)に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 楽長は、音楽の知識及び技能に優れ、隊員を指導する能力のある者をもって充て、警察本部長(以下「本部長」という。)が指定する。
- (2) 副楽長及びドラムメジャーは、特に音楽の知識及び技能を有する隊員をもって充て、本部長が指定する。
- (3) 隊員は、音楽隊の隊員としての適格性のある者をもって充て、本部長が指定する。

2 前項各号の指定は、指定書(様式第1号)を交付して行うものとする。

(隊長等の責務)

第6条 隊長は、音楽隊を統括し、適正な運営に当たるものとする。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。
- 3 楽長は、隊長の命を受け、音楽隊の技術指導及び演奏指揮に当たるとともに、その他の隊務を処理するものとする。
- 4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。
- 5 ドラムメジャーは、行進演奏の技術の指導及びその指揮に当たるものとする。

(服務)

第7条 隊員は、第3条の任務を遂行するため、隊員としての自覚を持って、常に音楽の研さんと演奏技術の向上に努めるほか、規律を重んじ、品位を保持して、広報人としての豊かな人格を養うように心掛けなければならない。

(演奏活動)

第8条 音楽隊は、次の各号に掲げる場合に演奏活動するものとする。

- (1) 警察広報を目的とする行事
- (2) 警察職員の士気の高揚又は情操の育成を目的とする行事

- (3) 警察が主催する儀式
- (4) 公共団体等が主催する行事であって、警察広報として効果があると認められるもの
- (5) その他本部長が必要と認めるもの

(派遣要請)

第9条 演奏活動に関する音楽隊の派遣要請は、島根県警察音楽隊派遣申請書（様式第2号）により、所属長が本部長に申請するものとする。

(教養訓練)

第10条 音楽隊の技術を向上させるため、次に掲げる教養訓練を行うものとする。

- (1) 定期訓練 毎月2回以上日を定めて定期的に行う訓練
- (2) 特別訓練 必要に応じて随時指定して行う訓練

(部外講師)

第11条 音楽隊の技術指導のため、部外から必要な講師を招へいすることができる。

(招集)

第12条 演奏活動又は教養訓練のための隊員の招集は、本部長が関係所属長に派遣を命じて行うものとする。

- 2 前項の命令を受けた所属長は、隊員を指定の日時及び場所に派遣しなければならない。
- 3 隊員は、やむを得ない理由により招集に応じられない場合は、事前に所属長を通じて隊長に届け出なければならない。

(服装)

第13条 音楽隊の服装は、別に定めるところによる。

(運用主管課)

第14条 音楽隊に関する事務は、警務部広報県民課において行うものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、音楽隊の運用について必要な事項は、隊長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 〔略〕